

【契約の概要調書】

(契約件名)

地球温暖化観測連携拠点運営業務

契約の概要

地球温暖化をはじめとする地球規模の問題に対処するため、地球の現状の的確な把握に必要な地球観測の重要性が認識されるようになり、積極的な国際協力が進められている。

我が国においては、気象庁と環境省が共同で地球温暖化分野の地球観測連携拠点の事務局を運営しており、本件はこのうち気象庁が担当する業務について委託するものである。

【業務内容】

地球温暖化観測推進委員会の開催（２回、委員１３名）

委員委嘱、日程調整、旅費等の支払い、資料・議事録作成など

関係府省・機関連絡会議及びワーキンググループの運営支援

連絡会議（２回）、WG（２グループ、各２回）の当日対応、

議事録作成等運営の支援など

関係者による情報交換のためのワークショップの開催支援

ワークショップ（１回）の開催支援など

～ の業務に関する業務報告書の作成

【履行期間】

契約締結日から平成２８年３月３１日

注意点等

- ・参加方式確認書類の提出期限 平成２７年４月１３日（月）１７時まで
- ・最低価格落札方式
- ・電子入札対象案件
- ・電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
電子調達システムヘルプデスク 電話：０５７０－０１４－８８９

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します

記

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 件名 | 地球温暖化観測連携拠点運營業務(電子入札対象案件) |
| (2) 品名及び数量 | 仕様書のとおり |
| (3) 履行内容 | 仕様書のとおり |
| (4) 履行場所 | 仕様書のとおり |
| (5) 履行期間 | 契約締結日～平成28年3月31日 |

2. 競争に参加するものに必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、競争参加資格を有する者。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く)。
- (7) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと)。

3. 入札説明書及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先

東京都千代田区大手町1-3-4
気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係
03-3212-8341 (内線2184)

4. 入札説明書等の交付期間等

- (1) 交付期間 平成27年3月23日(月)から平成27年4月10日(金) 17時まで
- (2) 交付場所 上記3.に同じ
- (3) 交付方法 電子データで交付する(電子媒体(USBメモリー、CD-R)要持参)。

5. 証明書等提出期限等

- (1) 提出期限 平成27年4月13日(月) 17時
- (2) 提出書類
(A) 電子入札方式 証明書等(資格審査結果通知書等)及び確認書
(B) 紙入札方式 証明書等(資格審査結果通知書等)及び紙入札方式参加願

6. 入札執行日時・場所及び入札書の提出方法

入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は、紙により上記3.まで提出すること。

- (1) 入札書提出期限 平成27年4月20日(月) 14時
- (2) 開札日時・場所 平成27年4月21日(火) 14時 気象庁総務部613共用会議室

7. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8. その他

- (1) 2.に示す資格を有しない者及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札決定後、契約書を作成する。

平成27年3月23日

支出負担行為担当官
気象庁総務部長 鈴木昭久